

地域連携薬局

地域連携薬局とは

地域連携薬局

制度化の背景

高齢化が進展し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医薬品の使用等に関して、薬局や薬剤師のより一層のサポートが求められている。

法改正（令和3年8月1日施行）

地域に暮らす住民・患者が、**自身に適した薬局を選択することができるよう**、**一定の機能を持つ薬局を都道府県知事が認定する**制度が開始

都道府県知事が認定

有効期間：1年

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

地域連携薬局の連携イメージ（厚生労働省作成資料より）



地域連携薬局の役割

- 外来受診時だけでなく、**在宅医療への対応**や入退院時を含め、**他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応**できる。
- **他の医療提供施設に勤務する医療関係者との連携体制を構築**した上で、さまざまな療養の場を移行する利用者の**服薬情報等の情報共有**を行いながら、利用者に対し**質の高い薬学的管理**を行う。
- 地域において、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、**他の薬局の業務を支える**ような取組も期待される。

地域連携薬局認定を取得することのメリット

- 地域連携薬局の認定にあたり、認定基準に適合するように業務体制を整えていくことで、**薬局や薬剤師の成長に繋がります**。
- 地域の医療提供施設との連携により、入退院を経ても薬の管理が出来るため、患者のニーズに応えられる、**患者から選ばれる薬局**になることが期待できます。

目次

1	申請前準備（申請1年前から）	1
2	申請（新規・更新）申請から認定へのながれ	2
3	申請に必要な書類一覧（新規・更新）	3
	①地域連携薬局認定申請書	4
	②地域連携薬局認定基準適合表の項目説明	6
	※各項目ごとの頁数は P1 参照	
4	変更届書	37
5	廃止届書	37



注意

- 法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 令：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
- 規則：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
- 国通知：令和3年1月29日付け薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）」
- 国Q & A：令和3年1月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ & Aについて」（令和5年3月31日一部改正）